

えひめ衛生管理者交流会入会のご案内

入会無料

愛媛県内の衛生管理者の皆様を支援するため、その交流団体として独立行政法人労働者健康安全機構愛媛産業保健総合支援センター内に事務局を置く「えひめ衛生管理者交流会」が設置されており、現在約250名の方が入会されています。

常時50人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、労働安全衛生法第12条により衛生管理者を選任し、その者に健康障害の防止、労働衛生教育の実施、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置等の業務について管理させることとされており、更に、衛生管理者は労働安全衛生規則第11条で、作業場内の巡視が義務付けられ、事業者に対しては、衛生管理者に衛生に関する措置をなし得る権限を付与することが規定されています。

また、衛生管理者は、事業場での労働衛生管理を進めるうえで、労働衛生行政の動向、労働衛生関係法令等の改正内容、最新の通達等について情報を収集し、事業者が実施する安全・衛生委員会の委員として、自社の取り組み状況を調査・審議する必要があります。

近年、衛生管理者の職務は、労働環境の変化に伴い、高度・複雑化している状況にあり、事業場における衛生管理者の職務の遂行は益々重要なものとなっています。衛生管理者の皆様には、是非「えひめ衛生管理者交流会」に入会していただき、情報を収集され、他社の衛生管理者とも交流され、職場の労働衛生水準を一層向上させていただきたいと思っております。

お気軽に、愛媛産業保健総合支援センターホームページからお申込みください。

◆ <https://ehimes.johas.go.jp/> から えひめ衛生管理者交流会をご確認願います。

松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階 TEL : 089-915-1911

【入会資格】 衛生管理者又は衛生管理者免許所持者

【えひめ衛生管理者交流会設置趣旨】

高度化、複雑化している衛生管理者の任務の適切な遂行を図るために、労働衛生を中心とした各種の情報の提供、相互の連携、自己研鑽の支援等を行うことにより、衛生管理者制度の発展と事業場における労働衛生管理水準の向上を図ります。

【会費】 入会費・年会費は無料

【会員へのサービス内容(すべて無料)】

- ◆毎月1回「えひめ産保メールマガジン」の配信をしています。
- ◆情報誌「産業保健21」の送付 1月、4月、7月、10月の年4回送付します。
- ◆当センター開催のセミナーに参加できます。(ホームページより申込み可)
- ◆産業保健に関する書籍等のレンタルができます。